第5章 都市機能誘導区域

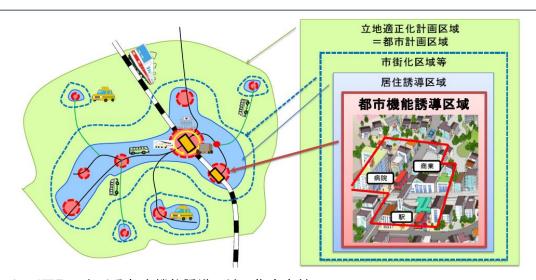
1. 都市機能誘導区域の設定

1) 都市機能誘導区域の概要

◆都市機能誘導区域として定めることが考えられる区域

- ・原則として、居住誘導区域内において設定する。
- ・都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定 程度充実している区域
- ・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区 域
- ・都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩 や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定める

(都市計画運用指針より)



2) 川西町における都市機能誘導区域の指定方針

今後、人口減少や超高齢化が進む中で川西町が存続していくためには、公共交通と徒歩で利用可能な生活利便施設の確保が必要です。

したがって、都市機能誘導区域は、「①公共交通の要となる地区」と「②各種施設が集積している地区」に指定することとします。これにより、必要な施設の維持と誘導、施策の展開を図ります。

3)都市機能誘導区域

①公共交通の要となる地区

本町においては、**結崎駅が公共交通の要**で、駅周辺には町内唯一のスーパーマーケットが立地しており、「**にぎわい交流拠点**」にも位置づけられることから、結崎駅を中心に都市機能誘導区域に設定します。

②各種都市機能が集積している地区

町役場周辺は、役場の他にも文化会館や保健センターなどが立地し、本町の行政サービスと文化創造の中心として「**教育交流拠点」**に位置づけられていることから、町役場を中心に都市機能誘導区域に設定します。

誘導区域の範囲は、結崎駅及び町役場から、それぞれ概ね 300m*の範囲を目処として、下記の考え方に基づいて設定します。

※「都市構造の評価に関するハンドブック(国土交通省)」において、高齢者も徒歩で 容易にアクセスできる距離として半径300mと示されています。

区域設定の考え方

■結崎駅周辺都市機能誘導区域

結崎駅から概ね 300mの範囲内において、既存の都市機能誘導施設である商業施設や診療所 (P.39 図、図 5-1 参照)を含む区域とします。具体的には、以下の観点に立ち、道路・水路等の地形地物を基本に区域界を設定します。

- ①高齢者の安全な移動環境に配慮する観点から、拠点から主要道路(広域連携軸・地域生活軸)までの範囲を区域に含める。
- ②誘導施設の立地傾向や、区域外の既存集落地からのアクセスにも考慮する観点から、 主要道路の両側沿道を区域に含める。

■役場周辺都市機能誘導区域

町役場から概ね 300mの範囲内において、各種都市機能施設の立地状況 (P.41、表 5-1 参照) や、区域外の既存集落地からのアクセスにも考慮して、主要道路 (地域生活軸) 沿道を対象に、道路・水路等の地形地物を基本に区域界を設定します。

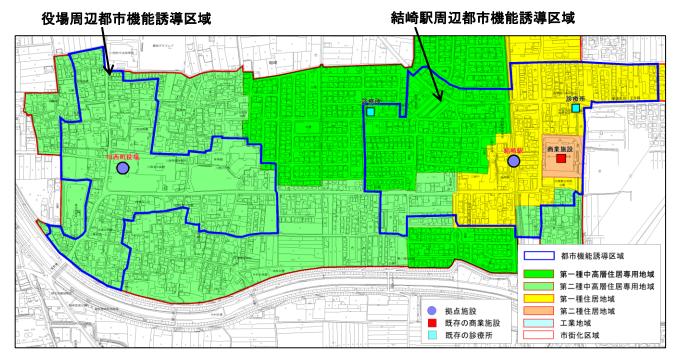


図5-1 都市機能誘導区域

2. 誘導施設の設定

(1) 都市機能誘導施設の概要

都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能誘導施設を定める。

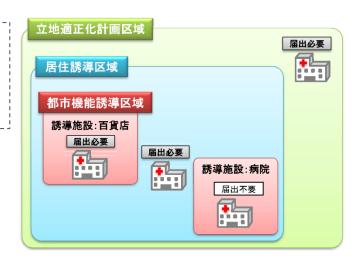
【一般的に想定される施設】

- ・高齢化の中で必要性の高まる病院・診療所、老人デイサービスセンター、地域包括支援センター等
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等
- ・集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館、スーパーマーケット等
- ・行政サービスの窓口機能を有する役場等の行政施設

(都市計画運用指針より)

※都市機能誘導区域における届出

・都市機能誘導区域は、区域に誘導すべき"誘導施設"について区域外への立地には届出が必要になります。



(2) 川西町における都市機能誘導施設の考え方

以下の視点で必要な都市機能誘導施設を位置づけます。

◆人口動向からみた基本的な考え方

町全体の人口は、今後長期間にわたって減少が続くと予測されます。

総人口の減少は、商業施設のように一定の商圏を必要とする民間施設の経営を圧迫し、 毎日の食料品の買い物など、生活に必要な施設の撤退につながりかねません。

また、生産年齢人口の減少は、通勤や通学等で公共交通を日常的に利用する層の減少をもたらし、それが運行本数の減便や駅の無人化といったサービスの低下を招き、さらなる公共交通の利用者離れに拍車をかけるという悪循環に結びつきかねません。

一方で、老年人口(65歳以上)は令和2年(2020年)まで増加し、後期高齢者数(75歳以上)は平成12年(2030年)まで増加すると見込まれます。

つまり、自家用車に頼ることが難しい高齢者が増える一方で、身近な買い物環境や公共交通の利便性が低下することが懸念されることから、今ある生活利便施設の維持や公共交通の利用促進につながるような施設の誘導が必要です。

◆施設の立地状況

都市機能誘導区域における日常生活を支える施設の立地状況は下記の通りです。

人口動向から、今後必要と考えられる施設のうち、商業施設は結崎駅前にスーパーが 立地している他は、町西部にコンビニエンスストアが1件あるのみで、役場周辺など町 の中西部には徒歩での買い物が不便な地域が存在しています。

医療施設は医師の高齢化等の問題に直面しています。

表5-1 都市機能誘導区域における施設立地状況

種別	結崎駅周辺	役場周辺
商業施設 (スーパー、コンビニ)	0	×
医療施設(内科又は外科)	0	×
高齢者福祉施設	×	0
行政施設 (役場)	×	0
集会施設(文化会館)	×	0
文化施設 (図書館)	×	0
教育施設(子育て施設、学校等)	×	0

◆住民のニーズ

住民アンケートによると、安心して暮らせる地域づくりを行う際に力を入れるべき 取り組みとして、「医療や福祉体制の充実」との回答が最も多く見られました。

さらに、新しい人の流れをつくるために力を入れるべきこととして、「結崎駅をはじめとした町内の駅周辺の機能を充実する」との回答が多く見られました。

以上のことをふまえて、都市機能誘導区域に誘導すべき施設を下記の通り設定します。

表5-2 都市機能誘導施設

区域	考え方	誘導施設	位置づけ
結崎駅周辺	・鉄道、バスや、駅の利用 増進につながるような 施設の誘導を図ります。	・医療法第1条の5第2項に定める診療所のうち、内科、外科、整形外科、小児科のいずれかを含むもの	維持と 誘導
	・駅前の賑わいの創出や町 民生活の利便性確保の ために、町内唯一のスー パーの維持を図ります。	・食料品を扱う店舗面積 3,000 ㎡以上の商業施設	維持
役場周辺	・町民が集まる役場周辺に、日常の買い物のほか、 ATM、公共料金支払いなど、複合的な機能を持った施設の誘導を図ります。	・コンビニエンスストアなど、 飲食料品や日用品の販売、現 金自動預け払いサービス、公 共料金支払いなどを複合的 に扱う店舗面積 250 ㎡未満 (小売業を行うために用いら れる床面積) の商業施設	誘導